

山梨県公報

号外第五十号

令和四年

十一月二十八日

月 曜 日

目 次

人事委員会

- 定年退職者等の暫定再任用に関する規則……………一
- 山梨県職員給与条例附則第八項等の規定による給料月額に関する規則……………二
- 山梨県職員給与条例附則第十一項等の規定による給料に関する規則……………二
- 山梨県職員の定年等に関する規則……………八
- 山梨県県費負担教職員の定年等に関する規則……………一二
- 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………一六

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十一号

定年退職者等の暫定再任用に関する規則を次のように定める。

令和四年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

定年退職者等の暫定再任用に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(令和四年山梨県条例第四十七号。以下「令和四年改正条例」という。)附則第三条

第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二

項、第六条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第二項、第十四条第一

項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項又は第十六条第一項若しくは第二

項(以下この条において「附則第三条第一項等」という。)に規定する者(以下「定年

退職者等」という。)の暫定再任用(令和四年改正条例附則第三条第一項等の規定に

より採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(暫定再任用の原則)

第二条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法(昭和二十五年法

律第二百六十一号。以下「法」という。)第十三条に定める平等取扱いの原則、法第

十五條に定める任用の根本基準及び法第二十三條に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第三条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一 暫定再任用を行う職に係る職務内容

二 暫定再任用を行う日及び任期の末日

三 暫定再任用をされた場合の給与

四 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

五 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第四条 令和四年改正条例附則第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第

五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第二項、第十三条第一項及び第二項、第

十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項及び第二

項の人事委員会規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他暫定再

任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(発令通知書の交付)

第五条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員又は県費負担教職

員(令和四年改正条例附則第七条第一項に規定する県費負担教職員をいう。)に人事

記録に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号)第四条に規定する発

令通知書(以下この条において「発令通知書」という。)を交付しなければなら

ない。ただし、第三号に該当する場合のうち、発令通知書の交付によらないことを適

と認めるときは、発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって発令通知

書の交付に代えることができる。

一 暫定再任用を行う場合

二 暫定再任用職員(令和四年改正条例附則第三条第四項及び第十三条第四項に規定

する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)の任期を更新する場合

三 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合
(報告)

第六条 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、毎年五月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。

- 一 前年度における暫定再任用の状況
- 二 前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、暫定再任用の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 第三条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行の前においても行うことができる。

山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県職員給与条例附則第八項等の規定による給料月額に関する規則を次のように定める。

令和四年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員給与条例附則第八項等の規定による給料月額に関する規則
(職員の給料月額が異動することとなった旨の通知)

第一条 任命権者は、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）附則第八項から第十項まで、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）附則第八項から第十項まで又は山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）附則第十項から第十二項までの規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合（山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十七年山梨県条例第七号）附則第三項前段の場合を含む。）には、人事委員会の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(雑則)

第二条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定の施行に関し必要な事項は、人

事委員会が定める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十三号

山梨県職員給与条例附則第十一項等の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和四年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員給与条例附則第十一項等の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）附則第十一項、第十三項又は第十四項、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）附則第十一項、第十三項又は第十四項及び山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）附則第十三項、第十五項、第十七項又は第十八項（第十一項及び第十二条において「職員給与条例附則第十一項等」という。）の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 山梨県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第七号）第六条及び山梨県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第八号）第六条に規定する職をいう。
- 二 異動期間 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の二第一項に規定する異動期間（法第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- 三 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等とされた職員であつて、山梨県職員給与条例附則第十一項、山梨県学校職員給与条例附則第十一項又は山梨県警察職員給与条例附則第十三項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用職員（法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをい

う。

四 特定日 山梨県職員給与条例附則第八項、山梨県学校職員給与条例附則第八項又は山梨県警察職員給与条例附則第十項に規定する特定日をいう。

五 降格 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）第二条第二号、山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）第二条第二号又は山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）第二条第二号に規定する降格のうち、法第二十八條の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

六 初任給基準異動 山梨県職員給与条例第六條又は山梨県学校職員給与条例第五條の給料表の適用を異にしない山梨県職員の給与に関する規則別表第七又は山梨県学校職員の給与に関する規則別表第三に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 山梨県職員給与条例第六條、山梨県学校職員給与条例第五條又は山梨県警察職員給与条例第六條の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にする異動をいう。

八 降号 山梨県職員の給与に関する規則第二条第三号、山梨県学校職員の給与に関する規則第二条第三号又は山梨県警察職員の給与に関する規則第二条第三号に規定する降号をいう。

九 上限額 山梨県職員給与条例第七條の二第二項、山梨県学校職員給与条例第五條の三第二項又は山梨県警察職員給与条例第七條の二第二項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項又は第十七条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）第二条第二項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第一項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。

十 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（山梨県職員給与条例附則第十一項等の人事委員会規則で定める職員）

第三条 山梨県職員給与条例附則第十一項、山梨県学校職員給与条例附則第十一項並び

に山梨県警察職員給与条例附則第十三項及び第十五項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 法第二十八條の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）又は警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六條の四第一項の規定による任命により職員となった者のうち、次に掲げる職員

イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員

ロ 異動日又は山梨県警察職員給与条例附則第十五項に規定する任命をされた日（以下この条において「任命日」という。）から特定日までの間に降格又は降号をした職員

ハ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

ニ 異動日又は任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

二 異動日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する山梨県職員給与条例附則第十三項等の規定による給料の支給）

第四条 法第二十八條の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に山梨県職員給与条例附則第八

項、山梨県学校職員給与条例附則第八項又は山梨県警察職員給与条例附則第十項（以下「職員給与条例附則第八項等」という。）の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日にそれぞれ同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以

後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、山梨県職員給与条例附則第十三項、山梨県学校職員給与条例附則第十三項又は山梨県警察職員給与条例附則第十七項（以下「職員給与条例附則第十三項等」という。）の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が二回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第十三項等の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する山梨県職員給与条例附則第十三項等の規定による給料の支給）

第五条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に職員給与条例附則第八項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十三項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に職員給与条例附則第八項等の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日にそれぞれ同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあっては、

当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十三項等の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び山梨県職員の給与に関する規則別表第七、山梨県学校職員の給与に関する規則別表第三又は山梨県警察職員の給与に関する規則別表第三に定める初任給基準表（以下この号において「初任給基準表」という。）における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（山梨県職員の給与に関する規則第二十七条第三項、山梨県学校職員の給与に関する規則第二十四条第三項又は山梨県警察職員の給与に関する規則第二十二條第三項（以下「職員給与規則第二十七條第三項等」という。）に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

三 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

四 第一項各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第十三項等の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する山梨県職員給与条例附則第十四項等の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職へ

の転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に職員給与与条附則第八項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、山梨県職員給与条附則第十四項、山梨県学校職員給与条附則第十四項又は山梨県警察職員給与条附則第十八項（以下「職員給与与条附則第十四項等」という。）の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与与条附則第八項等の規定の適用を受ける額を、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与与条附則第十四項等の規定による給料として支給する。
 - 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - 二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - 三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に職員給与与条附則第八項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、職員給与与条附則第十四項等の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与与条附則第八項等の規定の適用を受ける額を、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与与条附則第十四項等の規定による給料として支給する。
 - 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - 二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員給与与規則第二十七条第三項等に該当するものを除く。）又は降号をした職員

- 三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- 四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する山梨県職員給与条例附則第十四項等の規定による給料の支給)

第九条 特例任用期間降格等職員(第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の第二項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(職員給与規則第二十七条第三項等の規定によるものに限る。)をされた職員、給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。)であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に職員給与条例附則第八項等の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の第二項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十四項等の規定による給料として支給する。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日(その者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日(その者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前

日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第八項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の第二項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第十四項等の規定による給料として支給する。

- 一 特例任用期間降格等職員となつた日の翌日から法第二十八条の第二項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に山梨県職員の給与に関する規則第二条第一号、山梨県学校職員の給与に関する規則第二条第一号又は山梨県警察職員の給与に関する規則第二条第一号に規定する昇格をした職員
- 二 特例任用期間降格等職員となつた日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員

- 三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間に降格(職員給与規則第二十七条第三項等に該当するものを除く。)又は降号をした職員
- 四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- 五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(人事交流等職員に対する山梨県職員給与条例附則第十四項等の規定による給料の支給)

第十条 山梨県職員の給与に関する規則第二十条各号、山梨県学校職員の給与に関する規則第十八条各号又は山梨県警察職員の給与に関する規則第十八条各号（第四項第一号において「職員給与規則第二十条各号等」という。）に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に職員給与条例附則第八項等の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして職員給与条例附則第八項等の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額の百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十四項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第八項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事

委員会の定める額を、職員給与条例附則第十四項等の規定による給料として支給する。

- 一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き職員給与規則第二十条各号等に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- 二 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- 三 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- 四 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- 五 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第十一条 職員給与条例附則第十一項等の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、職員給与条例附則第十一項等の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十四号

山梨県職員の定年等に関する規則を次のように定める。

令和四年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 信田 恵三

山梨県職員の定年等に関する規則

山梨県職員の勤務延長に関する規則（昭和六十年山梨県人事委員会規則第一号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年制度（第二条―第六条）

第三章 管理監督職務上限年齢制（第七条―第十四条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十五条―第十九条）
第五章 雑則（第二十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、山梨県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第七号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 定年制度

（異動期間が延長された管理監督職を占める職員の勤務延長の承認及び勤務延長の期限の延長の承認）

第二条 任命権者は、条例第四条第一項ただし書の人事委員会の承認を得ようとするときは、人事委員会の定めるところにより申請しなければならない。

2 任命権者は、条例第四条第二項の人事委員会の承認を得ようとするときは、人事委員会の定めるところにより申請しなければならない。

（勤務延長等に係る職員の同意）

第三条 条例第四条第三項及び第四項の職員の同意は、人事委員会の定めるところにより、書面によって得なければならない。

（定年に達している者の任用の制限）

第四条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、職員以外の地方公務員又は山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号。以下「退職手当条例」という。）第七条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつてゐるもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該職に係る定年退職日以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 勤務延長職員（条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員をいう。以下同じ。）を、組織の変更等により、勤務延長（条例第四条第一項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合

二 退職をする職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り臨時的に置

かれる職に転任する場合

（勤務延長等に係る発令通知書の交付）

第五条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）第四条に規定する発令通知書（以下「発令通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に該当する場合のうち、発令通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって発令通知書の交付に代えることができる。

一 職員が定年退職（条例第二条の規定により退職することをいう。）をする場合

二 勤務延長を行う場合

三 勤務延長の期限を延長する場合

四 勤務延長の期限を繰り上げる場合

五 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなつた場合

六 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

（勤務延長等に関する報告）

第六条 任命権者は、第四条第二項ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定による昇任、降任又は転任を行った場合には、人事委員会の定めるところにより、速やかに当該昇任、降任又は転任の内容を人事委員会に報告しなければならない。

2 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職に含まれる職）

第七条 条例第六条第三号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職（同条第一号に掲げる職を除く。）とする。

一 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるものの職

二 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるものの職

三 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるものの職

四 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものの職

五 福祉職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるものの職

六 教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が特二級であるものの職

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合）

第八条 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を

占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めていないものとみなす。

(異動期間の延長の承認)

第九条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項の人事委員会の承認を得ようとするときは、人事委員会の定めるところにより申請しなければならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十条 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。

- 一 家畜保健衛生所の特定管理監督職群 家畜保健衛生所の所長の職
- 二 県立学校の特定管理監督職群 県立の高等学校及び特別支援学校の校長、副校長及び教頭の職

(条例第九条第三項又は第四項の規定による任用)

第十一条 条例第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十二条 条例第十条の職員の同意は、人事委員会の定めるところにより、書面によって得なければならない。

(降任等に係る発令通知書の交付)

第十三条 任命権者は、他の職への降任等をする場合には、職員に発令通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に発令通知書を交付しなければならない。

- 一 条例第九条の規定により異動期間を延長する場合
- 二 条例第九条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に関する報告)

第十四条 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年

の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

第十五条 任命権者は、定年前再任用(条例第十二条又は第十三条第一項の規定による採用をいう。以下同じ。)を行うに当たっては、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第十三条に定める平等取扱いの原則、法第十五条に定める任用の根本基準及び法第二十三条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 年齢六十一年以上退職者が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として定年前再任用に關し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第十六条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- 一 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- 二 定年前再任用を行う日
- 三 定年前再任用をされた場合の給与
- 四 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 五 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第十七条 条例第十二条及び第十三条第一項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る発令通知書の交付)

第十八条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に発令通知書を交付しなければならない。ただし、第二号に該当する場合は、発令通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって発令通知書の交付に代えることができる。

一 定年前再任用を行う場合

二 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）が当然に退職する場合（定年前再任用に関する報告）

第十九条 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第五章 雑則

第二十条 この規則に定めるもののほか、条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（令和四年改正条例附則第二条第一項の規定による勤務についての準用）

第二条 第二条、第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定は、山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第二条第一項の規定による勤務について準用する。

（令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職及び職員）

第三条 令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（同項に規定する新定年条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正条例による改正前の山梨県職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第三条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年条例第三条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

3 第四条第二項ただし書及び第六条第一項の規定は、令和四年改正条例附則第二条第二項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用す

る。

（条例附則第五項又は第六項の年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認）

第四条 年齢六十年に達する日の属する年度の前年度に条例附則第五項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない職員として同項に定める職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、同項に定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

2 条例附則第五項又は第六項の規定により職員又は警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方公務官（以下「職員等」という。）に提供する情報は、次に掲げる情報（第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該職員等が年齢六十年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

一 法第二十八条の二から第二十八条の五まで及び条例第六条から第十一条までの規定による管理監督職務上限年齢による降任等に関する情報

二 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

三 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）附則第八項から第十七項まで、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）附則第八項から第十七項まで又は山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）附則第十項から第二十一項までの規定による年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員等の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

四 退職手当条例附則第十五項から第十八項までの規定による当該職員等が年齢六十年に達した日から条例第三条第一項に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員等が当該退職をした日に条例第二条の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、条例附則第五項又は第六項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者（同項の規定により勤務の意思を確認する場合にあつては、山梨県警察本部長。次項及び第四項第四号において同じ。）が認める情報

3 任命権者は、条例附則第五項又は第六項の規定により職員等の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

4 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

一 引き続き常時勤務を要する職を占める職員等として勤務する意思

二 年齢六十年に達する日以後の退職の意思

三 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向

四 その他任命権者が必要と認める事項

5 第二項各号に掲げる情報を職員等に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。ただし、文書の交付によらないことを適当と認めるときは、これに代わる適当な方法により行うことができる。

6 第四項各号に掲げる事項を職員等に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を職員等に提出させることにより行うものとする。ただし、文書の提出によらないことを適当と認めるときは、これに代わる適当な方法により行うことができる。

(令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第五条 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢(条例第十二条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新定年条例定年相当年齢が条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

3 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

山梨県人事委員会規則第二十五号

山梨県県費負担教職員の定年等に関する規則を次のように定める。

令和四年十一月二十八日

山梨県県費負担教職員の定年等に関する規則

山梨県県費負担教職員の勤務延長に関する規則(昭和六十年山梨県人事委員会規則第二号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 定年制度(第二条―第六条)
- 第三章 管理監督職務上限年齢制(第七条―第十四条)
- 第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十五条―第十九条)
- 第五章 雑則(第二十条)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第八号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 定年制度

(異勤期間が延長された管理監督職を占める県費負担教職員の勤務延長の承認及び勤務延長の期限の延長の承認)

第二条 任命権者は、条例第四条第一項ただし書の人事委員会の承認を得ようとするときは、人事委員会の定めるところにより申請しなければならない。

2 任命権者は、条例第四条第二項の人事委員会の承認を得ようとするときは、人事委員会の定めるところにより申請しなければならない。

(勤務延長等に係る県費負担教職員の同意)

第三条 条例第四条第三項及び第四項の県費負担教職員の同意は、人事委員会の定めるところにより、書面によって得なければならない。

(定年に達している者の任用の制限)

第四条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて県費負担教職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、県費負担教職員以外の地方公務員又は山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号。以下「退職手当条例」という。)第七条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となっているもの(これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む)

む。)を、当該職に係る定年退職日以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している県費負担教職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 勤務延長県費負担教職員(条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している県費負担教職員をいう。以下同じ。)を、組織の変更等により、勤務延長(条例第四条第一項の規定により県費負担教職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。)に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合

二 退職をする県費負担教職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り臨時的に置かれる職に転任する場合

(勤務延長等に係る発令通知書の交付)

第五条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、県費負担教職員に人事記録に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号)第四条に規定する発令通知書(以下「発令通知書」という。)を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に該当する場合のうち、発令通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって発令通知書の交付に代えることができる。

一 県費負担教職員が定年退職(条例第二条の規定により退職することをいう。)をする場合

二 勤務延長を行う場合

三 勤務延長の期限を延長する場合

四 勤務延長の期限を繰り上げる場合

五 勤務延長県費負担教職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長県費負担教職員ではなくなった場合

六 勤務延長の期限の到来により県費負担教職員が当然に退職する場合
(勤務延長等に関する報告)

第六条 任命権者は、第四条第二項ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定による昇任、降任又は転任を行った場合には、人事委員会の定めるところにより、速やかに当該昇任、降任又は転任の内容を人事委員会に報告しなければならない。

2 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年度に定年に達した県費負担教職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第三章 管理監督職務上限年齢制

(管理監督職に含まれる職)

第七条 条例第六条第二号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職(同条第一号に掲げる職を除く。)とする。

一 行政職給料表の適用を受ける県費負担教職員でその職務の級が六級であるものの職

二 教育職給料表(二)の適用を受ける県費負担教職員でその職務の級が特二級であるものの職

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第八条 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める県費負担教職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める県費負担教職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める県費負担教職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の延長の承認)

第九条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項の人事委員会の承認を得ようとするときは、人事委員会の定めるところにより申請しなければならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十条 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める管理監督職は、公立の小学校及び中学校の校長及び教頭の職とする。

(条例第九条第三項又は第四項の規定による任用)

第十一条 条例第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める県費負担教職員のうちいずれかをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる県費負担教職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る県費負担教職員の同意)

第十二条 条例第十条の県費負担教職員の同意は、人事委員会の定めるところにより、書面によって得なければならない。

(降任等に係る発令通知書の交付)

第十三条 任命権者は、他の職への降任等をする場合には、県費負担教職員に発令通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、県費負担教職員に発令通知書を交付しなければならない。

一 条例第九条の規定により異動期間を延長する場合

二 条例第九条の規定により異動期間を延長した後、管理監督勤務上限年齢が当該県費負担教職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督勤務上限年齢に達していない県費負担教職員となった場合

(異動期間の延長に関する報告)

第十四条 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める県費負担教職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

第十五条 任命権者は、定年前再任用(条例第十二条又は第十三条第一項の規定による採用をいう。以下同じ。)を行うに当たっては、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第十三条に定める平等取扱いの原則、法第十五条に定める任用の根本基準及び法第二十三条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 年齢六十一年以上退職者が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第十六条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

一 定年前再任用を行う職に係る職務内容

二 定年前再任用を行う日

三 定年前再任用をされた場合の給与

四 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

五 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第十七条 条例第十二条及び第十三条第一項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年

前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る発令通知書の交付)

第十八条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、県費負担教職員に発令通知書を交付しなければならない。ただし、第二号に該当する場合のうち、発令通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって発令通知書の交付に代えることができる。

一 定年前再任用を行う場合

二 任期の満了により定年前再任用短時間勤務県費負担教職員(条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された県費負担教職員をいう。以下同じ。)が当然に退職する場合

(定年前再任用に関する報告)

第十九条 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第五章 雑則

第二十条 この規則に定めるもののほか、条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(令和四年改正条例附則第十二条第一項の規定による勤務についての準用)

第二条 第二条、第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定は、山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号。以下「令和四年改正条例」という。)附則第十二条第一項の規定による勤務について準用する。

(令和四年改正条例附則第十二条第二項の人事委員会規則で定める職及び県費負担教職員)

第三条 令和四年改正条例附則第十二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新教職員定年条例定年(同項に規定する新教職員定年条例定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新教職員定年条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正条例による改正前の山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例(以下「旧教職員定年条例」という。)第三条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が条例第三条に規定する定年である職に限る。)

とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和四年改正条例附則第十二条第二項の人事委員会規則で定める県費負担教職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新教職員定年条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧教職員定年条例第三条に規定する定年に準じた年齢）に達している県費負担教職員とする。

3 第四条第二項ただし書及び第六条第一項の規定は、令和四年改正条例附則第十二条第二項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

（条例附則第四項の年齢六十年に達する県費負担教職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認）

第四条 年齢六十年に達する日の属する年度の前年度に条例附則第四項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない県費負担教職員として同項に定める県費負担教職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、同項に定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

2 条例附則第四項の規定により県費負担教職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該県費負担教職員が年齢六十年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

一 法第二十八条の二から第二十八条の五まで及び条例第六条から第十一条までの規定による管理監督職務上限年齢による降任等に関する情報

二 定年前再任用短時間勤務県費負担教職員の任用に関する情報

三 山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）附則第八項から第十七項までの規定による年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該県費負担教職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

四 退職手当条例附則第十五項から第十八項までの規定による当該県費負担教職員が年齢六十年に達した日から条例第三条第一項に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該県費負担教職員が当該退職をした日に条例第二条の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、条例附則第四項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

3 任命権者は、条例附則第四項の規定により県費負担教職員の勤務の意思を確認する

場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

4 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

一 引き続き常時勤務を要する職を占める県費負担教職員として勤務する意思

二 年齢六十年に達する日以後の退職の意思

三 定年前再任用短時間勤務県費負担教職員として勤務する意向

四 その他任命権者が必要と認める事項

5 第二項各号に掲げる情報を県費負担教職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。ただし、文書の交付によらないことを適当と認めるときは、これに代わる適当な方法により行うことができる。

6 第四項各号に掲げる事項を県費負担教職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を県費負担教職員に提出させることにより行うものとする。ただし、文書の提出によらないことを適当と認めるときは、これに代わる適当な方法により行うことができる。

（令和四年改正条例附則第二十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務県費負担教職員）

第五条 令和四年改正条例附則第二十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新教職員定年条例定年相当年齢（条例第十二条に規定する短時間勤務の職（以下この条

において「短時間勤務の職」という。）を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新教職員定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新教職員定年条例定年相当年齢が条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和四年改正条例附則第二十条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新教職員定年条例定年相当年齢に達している者とする。

3 令和四年改正条例附則第二十条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務県費負担教職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新教職員定年条例定年相当年齢に達してい

る同条に規定する定年前再任用短時間勤務県費負担教職員とする。

山梨県人事委員会規則第二十六号

山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和四年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正

（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第八条第二項並びに第十条第一項第一号及び第二号並びに第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条の二第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。第四項第二号において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「（その）」を「（当該）」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条の三第一項中「掲げる率」を「定める率」に改め、同項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四十二条第一項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える。

（人事記録に関する規則の一部改正）

第二条 人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に、「職員」を「教育公務員（以下「教育公務員」という。）」に改め、「採用及び」の下に「教育公務員からの」を加え、「療養」を削る。

別表第一26の項中「職員及び療養等により職務に従事していない職員（休職中の職

員を除く。）」を「職員等」に改め、同表27の項中「昭和五十九年山梨県条例第七号」の下に「。以下「定年条例」という。」を、「昭和五十九年山梨県条例第八号」の下に「。以下「教職員定年条例」という。」を加え、同表48の項中「山梨県職員の定年等に関する条例第四条及び山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例第四条」を「定年条例第四条第一項又は教職員定年条例第四条第一項」に改め、同表49の項中「勤務延長の期間」を「定年条例第四条第二項又は教職員定年条例第四条第二項の規定により勤務延長の期限」に改め、同表50の項中「勤務延長及び」を「定年条例第四条第四項又は教職員定年条例第四条第四項の規定により勤務延長又は」に改め、同表51の項を次のように改める。

51 異動期間の延長 定年条例第九条又は教職員定年条例第九条の規定により異動期間を延長する場合をいう。

別表第一中62の項を64の項とし、52の項から61の項までを二項ずつ繰り下げ、51の項の次に次のように加える。

52 定年前再任用 定年条例第十二条若しくは第十三条第一項又は教職員定年条例第十二条若しくは第十三条第一項の規定により採用する場合をいう。

53 暫定再任用 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第二項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定により採用する場合をいう。

別表第二1の項中「、教育長」を削り、同表29の項を削る。

第三条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」の下に「・第三十条の二」を加え、「第三十条の三」に改める。

第五条第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十条の見出しを「（支給職及び支給額）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第十の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第三十条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第十の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

第三十条第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第十一に掲げる額

二 前項第二号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第十一の二に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第三十条の二を第三十条の三とし、第三章中第三十条の次に次の一条を加える。
（端数計算）

第三十条の二 前条第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに同条第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

第三十三条の二第二項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に）」を「額に、」に、「それぞれ乗じて得た額とし、」を「乗じて得た額（」に、「額とす

る。」を「額」に改める。

第三十七条の二第二項第一号中「別表第十二」を「次号に掲げる職員以外の別表第十二」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員である別表第十二に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 一万千円

ロ 二種 一万円

ハ 三種 九千円

ニ 四種 八千円

ホ 五種 七千円

ヘ 六種 六千円

ト 七種 五千円

チ 八種 四千円

第三十七条の二第三項を次のように改める。

3 条例第二十九条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の別表第十二に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 六千円

ロ 二種 五千五百円

ハ 三種 五千円

ニ 四種 四千五百円

ホ 五種 四千円

ヘ 六種 三千五百円

ト 七種 三千円

チ 八種 二千五百円

二 定年前再任用短時間勤務職員である別表第十二に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 五千五百円

ロ 二種 五千円

ハ 三種 四千五百円

ニ 四種 四千円

ホ 五種 三千五百円

ヘ 六種 三千円

ト 七種 二千五百円

チ 八種 二千円

附則に次の三条を加える。

(条例附則第八項の規定を受ける職員の給料の調整額)

第十四条 条例附則第八項の規定を受ける職員に対する第三十条第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第八項の規定を受ける職員の管理職手当の支給額)

第十五条 条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第三十三条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

第十六条 条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第三十七条の二第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同条第二項第一号及び第三項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第十一中「調整基本額表」を「定年前担任用短時間勤務職員以外の職員の調整基本額表」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第十一の二 定年前再任用短時間勤務職員の調整基本額表（第三十条関係）

イ 行政職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1級 | 5,600円 |
| 2級 | 6,500円 |
| 3級 | 7,700円 |
| 4級 | 8,200円 |
| 5級 | 8,700円 |
| 6級 | 9,500円 |
| 7級 | 10,700円 |
| 8級 | 11,700円 |
| 9級 | 13,200円 |

ロ 医療職給料表(一)

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1級 | 8,900円 |
| 2級 | 10,200円 |
| 3級 | 11,800円 |
| 4級 | 14,000円 |

ハ 医療職給料表(二)

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1級 | 5,700円 |
| 2級 | 6,500円 |
| 3級 | 7,300円 |
| 4級 | 7,700円 |
| 5級 | 8,500円 |
| 6級 | 9,700円 |
| 7級 | 11,000円 |

ニ 医療職給料表(三)

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1級 | 7,100円 |
| 2級 | 7,700円 |
| 3級 | 7,900円 |
| 4級 | 8,200円 |
| 5級 | 8,700円 |
| 6級 | 9,800円 |
| 7級 | 11,100円 |

ホ 研究職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1級 | 6,500円 |
| 2級 | 7,800円 |
| 3級 | 8,500円 |
| 4級 | 9,800円 |
| 5級 | 11,500円 |

ヘ 福祉職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1級 | 6,000円 |
| 2級 | 7,200円 |
| 3級 | 7,700円 |
| 4級 | 8,700円 |
| 5級 | 9,500円 |
| 6級 | 10,700円 |

別表第十三及び別表第十四中「表中五欄」を「表中五欄」に改める。

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第四条 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」の下に「第二十七条の二」を加え、「第二十七条の二」第二十七条の八」を「第二十七条の三」第二十七条の九」に改める。

第五条第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条の見出しを「(支給職及び支給額)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第六の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第二十七條第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第六の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

第二十七條第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額)とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第七に掲げる額

二 前項第二号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第七の二に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第二十七條の八を第二十七條の九とし、第二十七條の四から第二十七條の七までを一条ずつ繰り下げる。

第二十七條の三第一項中「地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「別表第七の二」を「別表第七の三」に、「別表第七の三」を「別表第七の四」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「別表第七の二」を「別表第七の三」に、「別表第七の四」を「別表第七の五」に、「額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に県職員勤務時間条第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に)」を「額に、」に、「それぞれ乗じて得た額とし、」を「乗じて得た額(」に、「額とする。」を「額」に改め、同条を第二十七條の四とする。

第二十七條の二中「別表第七の二」を「別表第七の三」に改め、同条を第二十七條の三とし、第三章中第二十七條の次に次の一条を加える。

(端数計算)

第二十七條の二 前条第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに同条第四項に規定する調整基本額に円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

第三十六條の二第二項第一号を削り、同項第二号中「別表第七の二」を「次号に掲げる職員以外の別表第七の三」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員である別表第七の三に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五種 七千円

ロ 六種 六千円

ハ 七種 五千円

ニ 八種 四千円

第三十六條の二第三項第一号を削り、同項第二号中「別表第七の二」を「次号に掲げる職員以外の別表第七の三」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員である別表第七の三に掲げる職を占める職員 次

に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五種 三千五百円

ロ 六種 三千円

ハ 七種 二千五百円

ニ 八種 二千円

附則に次の三条を加える。

(条例附則第八項の規定を受ける職員の給料の調整額)

第二条 条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第二十七条第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の支給額)

第三条 条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第二十七条の四の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

第四条 条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第三十六条の二第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同条第二項第一号及び第三項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第七中「調整基本額表」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の調整基本額表」に改める。

別表第七の四中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十七条の三関係」を「第二十七条の四関係」に、「別表第七の二」を「別表第七の三」に改め、同表を別表第七の五とする。

別表第七の三中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十七条の三関係」を「第二十七条の四関係」に、「別表第七の二」を「別表第七の三」に

改め、同表を別表第七の四とする。

別表第七の二中「第二十七条の二、第二十七条の三」を「第二十七条の三、第二十七条の四」に改め、同表を別表第七の三とし、別表第七の次に次の一表を加える。

別表第七の二 定年前再任用短時間勤務職員の調整基本額表（第二十七条関係）

イ 教育職給料表(一)

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---|
| 1級 | 7,000円 |
| 2級 | 8,200円 |
| 特2級 | 9,100円 |
| 3級 | 9,900円 (条例別表第一の備考(二)に定める職員にあつては、10,200円) |
| 4級 | 12,500円 |

ロ 教育職給料表(二)

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---|
| 1級 | 6,800円 |
| 2級 | 8,100円 |
| 特2級 | 8,900円 |
| 3級 | 9,700円 (条例別表第二の備考(二)に定める職員にあつては、10,000円) |
| 4級 | 12,200円 |

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

第五条 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の四」の下に「・第二十四条の五」を加える。

第五条第三項中「規定する週休日」の下に「(以下「週休日」という。)」を加え、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条の四の見出しを「(支給職及び支給額)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第九の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第二十四条の四第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第九の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

第二十四条の四第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあつては、その者の職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の百分の四・五を超えるとすきは、給料月額百分の四・五に相当する額)とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の職務の級に応じた別表第十に掲げる額

二 前項第二号に掲げる職員 当該職員の職務の級に応じた別表第十一に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第三章中第二十四条の四の次の一条を加える。

(端数計算)

第二十四条の五 前条第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに同条第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれの端数を

切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

第二十五条の二第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に)」を「額に、」に、「それぞれ乗じて得た額とし」を「乗じて得た額(」に、「額とする。)」を「額」に改める。

第二十九条の二第二項第一号中「別表第七」を「次号に掲げる職員以外の別表第七」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員である別表第七に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二種 一万円

ロ 三種 九千円

ハ 四種 八千円

ニ 五種 七千円

ホ 六種 六千円

第二十九条の二第三項を次のように改める。

3 条例第二十六条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の別表第七に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員に占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二種 五千五百円

ロ 三種 五千円

ハ 四種 四千五百円

ニ 五種 四千円

ホ 六種 三千五百円

二 定年前再任用短時間勤務職員である別表第七に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二種 五千円

ロ 三種 四千五百円

- ハ 四種 四千元
- ニ 五種 三千五百円
- ホ 六種 三千円

附則に次の三条を加える。

(条例附則第十項の規定を受ける職員の給料の調整額)

第三条 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二十四条の四第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の支給額)

第四条 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二十五条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

第五条 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二十九条の二第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同条第二項第一号及び第三項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第七の二及び別表第七の三中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第十中「調整基本額表」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の調整基本額表」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第十一 定年前提任短時間勤務職員の調整基本額表（第二十四条の四関係）

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1 級 | 7,200円 |
| 2 級 | 7,600円 |
| 3 級 | 7,700円 |
| 4 級 | 8,700円 |
| 5 級 | 9,200円 |
| 6 級 | 9,600円 |
| 7 級 | 10,300円 |
| 8 級 | 11,300円 |
| 9 級 | 12,300円 |

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第六条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条第一項及び第十三条の二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第七条 初任給調整手当に関する規則(昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

(職員給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)

2 職員給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第五条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則に次の一表を加える。

附則別表（附則第二項関係）

| 職員の区分 | | 2項職員 |
|-------|-------|-------------|
| 期間の区分 | | |
| 1年未満 | | 円 35,600 |
| 1年以上 | 2年未満 | 35,600 |
| 2年以上 | 3年未満 | 35,600 |
| 3年以上 | 4年未満 | 35,600 |
| 4年以上 | 5年未満 | 35,600 |
| 5年以上 | 6年未満 | 35,600 |
| 6年以上 | 7年未満 | 34,300 |
| 7年以上 | 8年未満 | 33,000 |
| 8年以上 | 9年未満 | 31,800 |
| 9年以上 | 10年未満 | 30,500 |
| 10年以上 | 11年未満 | 29,300 |
| 11年以上 | 12年未満 | 28,000 |
| 12年以上 | 13年未満 | 26,700 |
| 13年以上 | 14年未満 | 25,500 |
| 14年以上 | 15年未満 | 24,500 |
| 15年以上 | 16年未満 | 23,500 |
| 16年以上 | 17年未満 | 22,500 |
| 17年以上 | 18年未満 | 21,600 |
| 18年以上 | 19年未満 | 20,600 |
| 19年以上 | 20年未満 | 19,600 |
| 20年以上 | 21年未満 | 18,600 |
| 21年以上 | 22年未満 | 18,200 |
| 22年以上 | 23年未満 | 17,800 |
| 23年以上 | 24年未満 | 17,100 |
| 24年以上 | 25年未満 | 16,700 |
| 25年以上 | 26年未満 | 16,200 |
| 26年以上 | 27年未満 | 15,800 |
| 27年以上 | 28年未満 | 15,400 |
| 28年以上 | 29年未満 | 14,800 |
| 29年以上 | 30年未満 | 14,600 |
| 30年以上 | 31年未満 | 14,400 |
| 31年以上 | 32年未満 | 13,900 |
| 32年以上 | 33年未満 | 13,300 |
| 33年以上 | 34年未満 | 12,700 |
| 34年以上 | 35年未満 | 12,200 |

備考

- この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第3条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「2項職員」とは第1条第2項の職を占める職員をいう。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第八条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項並びに第九条第一項及び第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条の二第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。第四項第二号において同じ。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「(その)」を「(当該)」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条の三第一項中「掲げる率」を「定める率」に改め、同項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二條第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四十一条第一項中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

(特勤勤務手当等に関する規則の一部改正)

第九条 特勤勤務手当等に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「この条」の下に「及び附則第四条第一項」を加える。

第五条第三項第一号中「前条」を「前条第一項及び第二項(同条第三項及び附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。)」並びに附則第四条第二項に改め、同項第二号及び第三号中「前条」を「前条第一項及び第二項並びに附則第四条第二項」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条とし、附則に次の二条を加える。

(職員給与条例附則第八項等の規定の適用を受ける職員の特勤勤務手当基礎額)

第三条 職員給与条例附則第八項、学校職員給与条例附則第八項又は警察職員給与条例附則第十項(以下「職員給与条例附則第八項等」という。)の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 職員給与条例附則第八項等の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特勤勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会との定めるところにより算出した額とする。

(職員給与条例附則第八項等の規定の適用を受ける職員の特勤勤務手当に準ずる手当の月額)

第四条 職員給与条例附則第八項等の規定の適用を受ける職員であつて、異動等の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 職員給与条例附則第八項等の規定の適用を受ける職員のうち、第四条第三項各号に掲げる職員であるものの特勤勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

第十条 教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県学校職員給与条例」の下に「(昭和二十七年山梨県条例第四十号)」を加える。

第三条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第二号中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第十一条 通勤手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、職員給与条例第十五条第一項第一号及び第三号、学校職員給与条例第十四条第一項第一号及び第三号並びに警察職員給与条例第十六条第一項第一号及び第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居(当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用

が第十一条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）

ロ 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第三項に規定する職員派遣（第十七条第一項第三号において「職員派遣」という。）から職務に復帰した職員

ハ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員

第十七条第一項第三号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第十二条 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（住居手当に関する規則の一部改正）

第十三条 住居手当に関する規則（昭和四十九年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「。次項において「単身赴任手当規則」という。」を削り、「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「同項第三号」を「同規則第五條第二項第三号」に改め、「（次項において「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）及び」を削る。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第十四条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「（その者が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）」を削り、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の義務教育等教員特別手当の月額は、第一項の規定にかかわらず、同項中「その者の属する職務の級及びその者の受ける号給」とあるのは「その者の属する職務の級」として同項の規定を適用した場合に得られる額に、山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別手当の月額）
2 条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第四条の規定の適用については、当分の間、同条第一項各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一及び別表第二中「~~山梨県職員~~」を「~~山梨県職員~~」に改める。

（山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正）

第十五条 山梨県職員の退職手当に関する規則（昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第五条の二第二項第二十三号」を「第五条の二第二項第二十五号」に改め、同条第二号中「附則第三十二項」を「附則第十項」に改める。

附則第三項中「附則第三十四項ただし書」を「附則第十二項ただし書」に改める。別表口の表第一号区分の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた者のうち、平成十八年四月一日以後に適用されている一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」という。）の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
別表口の表第二号区分の項第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの
別表口の表第三号区分の項第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
別表口の表第四号区分の項第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
別表口の表第五号区分の項第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
別表口の表備考中「第一号区分の項第四号、第二号区分の項第十号、第三号区分の項第十三号、第四号区分の項第十三号、第五号区分の項第十三号、第六号区分の項第十二号及び第七号区分の項第十二号」を「第一号区分の項第六号、第二号区分の項第十四号、第三号区分の項第十八号、第四号区分の項第十八号、第五号区分の項第十八号、第六号区分の項第十六号及び第七号区分の項第十六号」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）
第十六条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年山梨県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一条を加える。

（派遣期間中に山梨県職員給与条例附則第八項等の規定の適用を受ける職員となつた場合における一般の派遣職員の給与）

第二条 一般の派遣職員が山梨県職員給与条例附則第八項、山梨県学校職員給与条例附則第八項又は山梨県警察職員給与条例附則第十項の規定の適用を受ける職員となつた場合における当該一般の派遣職員の当該適用を受けることとなつた日以後の給与は、当分の間、第三条第六項の規定にかかわらず、当該職員となつた日を派遣の日の前日とみなして同条第一項から第五項までの規定を適用して得た額とする。
2 前項の規定による給与の額に対する第三条第七項及び第八項の規定の適用については、同条第七項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第二条第一項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第二条第一項」とする。

3 山梨県職員給与条例附則第八項等の規定による給料月額に関する規則（令和四年山梨県人事委員会規則第二十二号）第一項の規定は、前二項の規定により給与の額が異動することとなつた場合について準用する。
（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第十七条 単身赴任手当に関する規則（平成二年山梨県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項第一号イ中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「（同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

（山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正）
第十八条 山梨県職員の育児休業等に関する規則（平成四年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
第二条（見出しを含む。）中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第五号イ(2)」に改める。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則の一部改正）
第十九条 再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則（平成十三年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則
第一号中「している職員」の下に「（附則第二項において「育児短時間勤務職員等」という。）」を加える。

第二号中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前

再任用短時間勤務職員」に、「第八条の八」を「第八条の七」に、「第八条の四」を「第八条の三」に、「第八条の七」を「第八条の六」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(山梨県職員給与条例附則第八項等の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

2 山梨県職員給与条例附則第八項、山梨県学校職員給与条例附則第八項又は山梨県警察職員給与条例附則第十項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、それぞれ同項の規定による給料月額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正)

第二十条 職員の苦情の処理に関する規則(平成十七年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第二十八条の四又は第二十八条の五の規定に基づく」を「第二十二条の四第一項の規定による」に改める。

第六条中「作成し、」の下に「毎年、苦情相談の概要を」を加える。

(山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部改正)

第二十一条 山梨県職員の留学費用の償還に関する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

(山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第二十二条 山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則(平成二十年山梨県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「(懲戒免職の処分を除く。)」を削り、同項第三号ハ中「第七条の四第五項、第八条第三項又は第十三条」を「第十九条各項」に改め、同号中ハをことし、同号口中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)附則第二条第一項に規定する旧定年条例勤務延長期限若しくは同項の規定により延長された期限若しくは同条例附則第十二条第一項に

規定する旧教職員定年条例勤務延長期限若しくは同項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 暫定再任用職員(山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)以下「令和四年改正条例」という。)附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次項並びに附則第四条第一項、第六条第一項、第七条、第十四条第一項、第十六条第一項及び第十七条において同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次項及び附則第十九條において同じ。)とみなして、第一条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第十条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員で令和四年改正条例附則第五条第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次条から附則第六条まで及び第十三条から第十六条までにおいて同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第一条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第八条第二項、第十条、第十条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)、第十条の三及び第二十三条第二項の規定を適用する。

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第十九條を除き、以下同じ。)とみなして、第三条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則(以下「改正後の職員給与規則」という。)第五条第三項の規定を適用する。

第四条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規則第三十條第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規則第三十條第三項及び第四項の規定を適用する。

第五条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)第十一条の規定に

より給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和四年改正条例附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の規定により採用された職員（次項及び附則第十五条において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る旧定年条例定年（令和四年改正条例附則第三条第一項に規定する旧定年条例定年をいい、令和四年改正条例の施行の日以後に新たに設置された職及び同日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が同日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。以下同じ。）に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の職員給与規則第三十条及び第三十条の二並びに前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の職員給与規則第三十条第三項第二号に定める数を、同項第一号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地方公務員法再任用職員（施行日前に旧地方公務員法（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）による改正前の地方公務員法をいう。以下同じ。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。）施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地方公務員法再任用職員になつたした場合に令和四年改正条例第三条の規定による改正前の山梨県職員給与条例（次号において「旧職員給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる

給料表及び職務の級を基礎として第三条の規定による改正前の山梨県職員の給与に関する規則第三十条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。）施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地方公務員法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつた場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、旧職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第三条の規定による改正前の山梨県職員の給与に関する規則第三十条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地方公務員法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧地方公務員法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ旧職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

第六条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する改正後の職員給与規則第三十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「別表第十三」とあるのは、「別表第十四」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規則第三十三条の二の規定を適用する。

第七条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規則第三十七条の二第二項及び第三項の規定を適用する。

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員（令和四年改正条例附則第三条第四項及び第十三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。附則第十四条第一項、第十六条第一項及び第十七条を除き、以下同じ。）で令和四年改正条例附則第五条第一項又は第十五条第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。附則第十三条

から第十六条までを除き、以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第四条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則（以下「改正後の学校職員給与規則」という。）第五条第三項の規定を適用する。

第九条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の学校職員給与規則第二十七条第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の学校職員給与規則第二十七条第三項及び第四項の規定を適用する。

第十条 山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第十一条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和四年改正条例附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る旧定年条例定年又は旧教職員定年条例定年（令和四年改正条例附則第十三条第一項に規定する旧教職員定年条例定年をいい、令和四年改正条例の施行の日以後に新たに設置された職及び同日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が同日の前日に設置されていたものとした場合における旧教職員定年条例定年に準じた当該職に係る年齢をいう。）に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の学校職員給与規則第二十七条及び第二十七条の二並びに前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の学校職員給与規則第二十七条第三項第二号に定める数を、同項第一号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地方公務員法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用

されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地方公務員法再任用職員になったとした場合に令和四年改正条例第四条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例（次号において「旧学校職員給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第四条の規定による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則第二十七条第二項の規定を適用したとすればその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地方公務員法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつた場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合）に、旧学校職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第四条の規定による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則第二十七条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地方公務員法再任用職員でなかつた者）であつては同日に旧地方公務員法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者）であつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ旧学校職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合

第十一条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する改正後の学校職員給与規則第二十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「別表第七の四」とあるのは、「別表第七の五」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の学校職員給与規則第二十七条の四の規定を適用する。

第十二条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の学校

職員給与規則第三十六条の二第二項及び第三項の規定を適用する。

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第五条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則(以下「改正後の警察職員給与規則」という。)第五条第三項の規定を適用する。

第十四条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の警察職員給与規則第二十四条の四第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の警察職員給与規則第二十四条の四第三項及び第四項の規定を適用する。

第十五条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)第十一条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める特定暫定再任用職員のうち、当該職に係る旧定年条約定年に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の警察職員給与規則第二十四条の四及び第二十四条の五並びに前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の警察職員給与規則第二十四条の四第三項第二号に定める数を、同項第一号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地方公務員法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第三号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地方公務員法再任用職員になつたとした場合に令和四年改正条例第十一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例(次号において「旧警察職員給与条例」とい

う。)及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第五条の規定による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則第二十四条の四第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地方公務員法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつた場合(次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつた場合)に、旧警察職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第五条の規定による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則第二十四条の四第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧地方公務員法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧地方公務員法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ旧警察職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

第十六条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する改正後の警察職員給与規則第二十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「別表第七の二」とあるのは、「別表第七の三」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の警察職員給与規則第二十五条の二の規定を適用する。

第十七条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の警察職員給与規則第二十九条の二第二項及び第三項の規定を適用する。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第六条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第二条及び第四条の規定を適用する。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第六条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条第一項及び第十三条の二の規定を適用する。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第八条の規定による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則第九条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第八条の規定による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則第七条第二項、第九条、第九条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)、第九条の三及び第二十二條第二項の規定を適用する。

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十条の規定による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則第三条の規定を適用する。

(通勤手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、山梨県職員給与条例第十五条第一項第一号若しくは第三号又は山梨県警察職員給与条例第十六条第一項第一号若しくは第三号に掲げる職員であつて、通勤手当に関する規則第十五条第一号に規定する常例にあるものは、山梨県職員給与条例第十五条第五項、山梨県学校職員給与条例第十四条第五項及び山梨県警察職員給与条例第十六条第五項のそれぞれ同条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和四年改正条例附則第三条第一項、第五条第一項、第十三条第一項又は第十五条第一項の規定による採用(旧地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した日(旧地方公務員法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は令和四年改正条例附則第三条第一項、第五条第一項、第十三条第一項若しくは第十五条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

二 令和四年改正条例附則第三条第二項、第五条第二項、第十三条第二項又は第十五条第二項の規定による採用(地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日(同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日

及び同法第二十二條の四第一項又は令和四年改正条例附則第三条第二項、第五条第二項、第十三条第二項若しくは第十五条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

第二十二条 令和四年改正条例附則第三条第二項、第五条第二項、第十三条第二項又は第十五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員に対する第十一条の規定による改正後の通勤手当に関する規則第十五條の規定の適用については、同条第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日(山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)附則第三条第二項、第五条第二項、第十三条第二項又は第十五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。))とする。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十二條の規定による改正後の特殊勤務手当に関する規則第三十三條の規定を適用する。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十四條の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第四条第三項の規定を適用する。この場合において、暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に同項の規定を適用するときは、同項中「得られる額に、山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とあるのは、「得られる額」とする。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生直前の住居から当該事由の発生直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、山梨県職員給与条例第十六条第三項、山梨県学校職員給与条例第十四條の二第三項及び山梨県警察職員給与条例第十七條第三項のそれぞれ同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和四年改正条例附則第三条第一項、第五条第一項、第十三条第一項又は第十五

条第一項の規定による採用（旧地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（旧地方公務員法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は令和四年改正条例附則第三条第一項、第五条第一項、第十三条第一項若しくは第十五条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和四年改正条例附則第三条第二項、第五条第二項、第十三条第二項又は第十五条第二項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十八条の四第一項又は令和四年改正条例附則第三条第二項、第五条第二項、第十三条第二項若しくは第十五条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第二十六条 令和四年改正条例附則第三条第二項、第五条第二項、第十三条第二項又は第十五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員に対する第十七條の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第五条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号）附則第三条第二項、第五条第二項、第十三条第二項又は第十五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

第二十七条 施行日前に、第十七条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用）

第二十八条 令和四年改正条例附則第二十二条第三項、第二十三条第三項及び第二十九条第三項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

（暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算）

第二十九条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- 一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正条例附則第二十二条第四項、第二十三条第四項又は第二十九条第四項
- 二 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務又

は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正条例附則第二十二条第三項（前条の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和四年改正条例附則第二十二条第二項、令和四年改正条例附則第二十三条第三項（前条の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和四年改正条例附則第二十三条第二項又は令和四年改正条例附則第二十九条第三項（前条の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和四年改正条例附則第二十九条第二項

（職員の苦情の処理に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 令和十四年三月三十一日までの間における第二十條の規定による改正後の職員の苦情の処理に関する規則第二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第二十二條の四第一項」とあるのは、「第二十二條の四第一項又は山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号）附則第三条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第二項若しくは第十五条第一項若しくは第二項」とする。

（雑則）

第三十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。